

9月10日 民生経済常任委員会 会議録

○日時・場所 令和7年9月10日(水) 午前8時59分～午前10時06分 第1委員会室
○出席議員 井川敦雄、津川俊仁、秋山 修、油本朋也、町田貴子、前田栄治
 阪本和俊
○欠席議員 なし
○他の出席を 議長 野田秀樹
 求めた議員
○執行部職員等 前田健康推進課長、清水産業振興課長、中原地域整備課長
○議会事務局 手嶋局長、宇山主事

〈会議に付した案件及び経過と結果〉

1 開会 (8:59)

○津川副委員長

皆さん、おはようございます。ただいまより民生経済常任委員会を開会いたします。このメンバーでの委員会は最後になるかもしれません。しっかりと議論をお願いします。それでは、委員長、挨拶お願いします。

2 委員長あいさつ

○井川委員長

皆さん、おはようございます。猛暑もちょっと一段落したかなというような、朝、夕は、若干ですけども過ごしやすくなつたところでございます。

今日の委員会につきましては、陳情、請願はございませんので、所管事項の調査、付託議案の審査、そして、大変遅くなりましたけども、さきに行いました関係団体との意見交換会の報告書につきまして御協議をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

なお、本日の出席委員数は7名でございますので、定足数に達しておりますことを御報告させていただきます。

3 審査事項

(1) 所管事項調査について

○津川副委員長

ありがとうございます。

3番の審査事項に入ります。

これ以降の進行につきましては、委員長の進行をお願いします。

○井川委員長

それでは、本日の日程につきましては、お手元の日程のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速入ります。日程3、所管事項調査を行います。事前に通告のありました件につきまして担当課より説明をいただき、その後、質疑をしていただきます。なお、委員の皆様におかれましては簡潔な質問とマイクのスイッチの切替えをよろしくお願ひいたします。

本日の調査事項につきましては、油本委員から3件出ております。

では、初めに道の駅大栄の屋根を覆うネットについて担当課長より説明をお願いします。

清水課長。

○清水産業振興課長

道の駅大栄の屋根についてということで御質問をいただいております。状況としましては、御指摘の御覧のとおり、現在、屋根材が老朽化して剥離するということが昨年度あって以来、昨年度のそのネットで覆うということをしております。これにつきましては、道の駅大栄は一体型整備でありますので、屋根につきましても国部分と町部分がある中で、今ネットがしてあるのは真ん中のとんがり屋根の部分は国、情報コーナー、トイレの屋根、それから東側部分、お台場いちば側の屋根がネットがしてあろうかと思います、という状況であります。今後、どうするのかという話ありますけども、所管が観光交流課から産業振興課に今年度替わりまして、抜本的にもう古くなってるっていうことなんで、適正管理の上で直していかないけんということで、これは単町だけの話ではなくって、先ほど申し上げましたとおり、国交省と協議を行いながら直していくということを今進めております。ステップとしましては、このたびの9月議会で、補正でお願いをさせていただいております。アスベスト調査をまず行います。屋根剤について平成3年の築、完成ということでありますので、屋根剤にアスベストが含有されてる可能性がありますので、含有されるとか否か。また、そのアスベストの含有量によっては、被覆の処理等のやり方が変わってくるということがありますので、まずはアスベスト調査をやっていくと。これにつきましても町が単独で動くというわけではなくて、国交省と情報共有しながら行っていくということで進めております。その調査結果を踏まえて、今後の修繕の方針がまた変わってきますので、それはアスベスト調査を待ってその状況を確認するという段階であります。以上です。

○井川委員長

説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は。

油本委員。

○油本委員

ありがとうございました。これは6月議会での私の一般質問を受けて、今、追加の流れの質問であることは把握されております。そのときは応急的な処理であるので、私が応急的って聞いたもんで、応急的ですよっていうふうに。そこは可能な限り早く処理をしますということでした。一応、今回は委員長に対しては台風シーズンも来るし、そりやはよ取ったほうがええでということで質問出させてもらったんですが、今の話を聞きますと、結構まだ時間かかるようですね。それは仕方ないとしまして、私が気になったのはアスベストです。アスベストが含まれている可能性があるのでということを私は6月議会の時点で把握はしていたんですが、それを議場で言ったら、例えば、極端に言えば風評被害ですよね、買物にいらっしゃる方。それと働いていらっしゃる方の周囲も把握されてると思うんですが、そういう方たちの健康被害が心配だとかがあるかと思って、アスベストと言うことは控えとったんですよ。今回、補正予算を見たらはっきりとアスベストというふうに書いてあるんですが、このアスベストが含有されてる可能性があるので調査すると、もうこれ議場で言っちゃっていいんですね。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

適正な管理を行って修復をしていく上で、まず一番のハードルというのは改修の方向性を見据える上で必要なのは、アスベストがあるか否かということなんで、そこは隠せないと思っていますし、アスベストがなければないなりの修繕ということになってこようかと思いますけど、あった場合にもその度合いによって、飛散防止のこととか出てきますんで。ってなると、そこを見据えて進むべき道の中で示しておかなければならぬかなということで、もうはっきりとアスベスト調査ということを書いております。

○井川委員長

　油本委員。

○油本委員

　結局、今のお話でしたら、応急的であったからなるべく早くそれを剥がす修理をして完成に向かうということでしたけども、その調査が終わらないと、まだ道筋がつかないということですから、結構まだ時間かかってしまうということですね。

○井川委員長

　清水課長。

○清水産業振興課長

　段階としては説明した段階、今最初の段階ですのでアスベストの有無、それからアスベストの含有量によって施工が変わってくると考えておりますので、まだまだちょっと時間はかかるかというふうに考えておりますし、これだけではなくて、単町の事業であれば町の判断で進めますけども、国交省との部分の取り合いの話もありますので、国交省のほうとも予算の関係もありますので、そこは共有しながら、町としては適正な管理をしていく上で早急な足並みをそろえた対応というのを求めていきます。以上です。

○井川委員長

　よろしいですか。

○油本委員

　はい。

○井川委員長

　その他、この件につきまして委員さんほうでございましたらお願ひします。よろしいでしょうか。

　では、ありませんので、以上で道の駅大栄の屋根のネットの件につきましては終わります。

　では次に、同じく油本委員から由良駅前、JA跡地の件につきまして、通告出しておりますので、清水課長より説明をお願いします。

　清水課長。

○清水産業振興課長

　御質問のありましたJA跡地についてですけども、現在議会でも説明をさせていただいておりますとおり、JAの跡地、駅の目の前、いわゆる町の玄関口を有効活用する中で、町に求められるものとして宿泊施設ということで取組を進めております。今の現状ですけども、CXOアドバイザー、都市部の知見のある人材、もっとちょっと具体的に言いますと、宿泊システムを開発、導入する事業者で、宿泊事業者とのネットワークにたけておられる方をアドバイザーに委嘱しまして、北栄町に合った宿泊事業者ってのをマッチングをお願いしますということで、今探してもらってるところです。これが今とのところ半年ちよいたってますかね。たっておりますけども、まだ具体的にならこの事業者をっていう話にはなってない途中段階の状況であります。まずここまででいいでしょうか。以上です。

○井川委員長

　じゃあ、質疑ありましたらお願ひします。

　油本委員。

○油本委員

　前からずっと探してらっしゃる、まだそれが続いている状態であるということですね。今、図書館のちょうど向かいぐらいにコンテナハウスですか、何か、自転車の絵が描いてあってあるんですが、あれは何なんですか。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。あれにつきましては、観光客の楽しみ創出、移動の手段の創出ということで、電動モビリティー、電動キックボードをレンタルする会社がコンテナハウスを置かれております。この会社につきましては、町の創業支援事業を使いまして創業されて、もともとは、どこって言えばいいかな、焼肉やら道場があったところに、拠点を構えてスタートされましたけども、事業を検討される中で、やはり電動モビリティーを借りるっていうことになれば交通拠点の近くっていうことがいい、利便性ももちろん車を止めてとか、JR乗ってきてとかからスタートするんで、いいという判断の上で委員が言われる場所に移転をされたという経緯があります。以上です。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

いわゆる駅前の一等地ですよね。ですから、あそこにちまちまちまちま、ああいうのまた増えるのかなという懸念といいますか、心配があるんです。あそこはやっぱり統一したのをちゃんと早くやってほしいなっていう気持ちがずっとあったもんですから、実情を伺いました。確かにありましたね、あそこにね。町長は3月の私の一般質問に対して宴会場とおっしゃってました。僕が言おうと思ったら先に言われて、グリーン大栄ベルのものがあればいいなどおっしゃってたんですけども、宿泊もですけども、そういった宴会場ということに関しては何か今考えありますか。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

まず最初に、町として取り組むべき機能としては宿泊、宿泊施設。で、宴会場っていうのは、まだ今のところは考えてないというか、事業者の選定の段階でありますので、考えてないというのが、最初に宴会場つきの宿泊施設っていうことになるとハードルが上がりますので、そこは考えてないところであります。以上です。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

分かりました。3月議会の町長の答弁聞いてましたら、なるべく自分の町の中のそういうた、宴会といいますかね、農業の部会なんかありますよね。そういうのの会議後のそういうたのものもできれば町内でお金落ちるようにしたいっていうこともおっしゃってましたので、その意を汲んで、担当課とおかれましてもまた一緒に、これまでどおり、これまで以上に力を入れて頑張っていただきたいと思います。改選前に当たりまして、この最後の常任委員会でここまで伺いたいと思いましたもんですから、質問させていただきました。以上でございます。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

ありがとうございます。引き続き、町のこれまでの課題であります宿泊施設の新設誘致ということで取り組んでいきたいと思います。なお、今の、今日の話は由良駅前のJAの跡地の話であったかと思いますけども、ここに限らず、もっとちょっと広いエリアで見て、宿泊施設の進出の機運が盛り上がるようなことがありましたら、幅広く宿泊誘致と宿泊施設の誘致ということで取り組んでいきたいというふうに思っています。以上です。

○井川委員長

では、由良駅前ＪＡ跡地につきまして委員さんのはうで何かございましたらお願ひをいたします。よろしいですか。(なし)

では、以上で質疑を終わらさせていただきます。

では、次、3点目行きます。由良宿の医療機関誘致についての通告が出ておりますので、これについて説明をお願いをいたします。

前田健康推進課長。

○前田健康推進課長

民間診療所の開設の動きについてなんですが、残念ながら場面場面で北栄町が由良宿のほうに診療所を開設してほしいっていう旨は伝えてはいるんですけども、なかなか動きがないというのが現状です。9月26日に中部の市長と中部医師会との懇談会が例年毎年1回あるんですけど、今年は9月26日ということありますので、そこには町長と私のほうが一緒に出席させていただきますので、町長からもまたお願ひのほうはさせていただくよう、町長と話をしたいと思っています。以上です。

○井川委員長

説明終わりました。これについて質疑を。

油本委員。

○油本委員

前々からお願ひさせていただいとるんですけど、最初は2,000万円の基金を組んで、町内で新設されるとか、事業継承されるといって設けられました制度です。北条地区で1件あったというふうに伺っておりますが、事の発端となった由良地区ではまだ動きが見えてこないのが現状であります。はっきりいいまして、見込みは今どうなんですか。町長に以前、一般質問したときは話が出ては消え、出ては消え、結局見えてきそうになつても消えてしまうんだということでしたが、その繰り返しでしょうか。

○井川委員長

前田課長。

○前田健康推進課長

私も昨年、健康推進課長になりました、その当時、ちょっと話があるよって言われた先生のところに直接出向いてどんな状況でしようかっていうことでお尋ねしたときには、やはりちょっと今は難しいというような回答でしたので、この先生が来ていただくことは難しいなというのは私の感触でした。ですので、また新しい先生を探さないといけないかなというふうに私は認識をしております。なので、やはり、今回令和6年度に高見医院のほうが継承されたときに補助金を出しましたが、そのときにやはり、病院っていうのはとてもお金がかかるっていうのはすごく肌で感じたので、このお金が、今、県が一緒に、伴走支援じゃありませんけども、県のほうの支援制度もあって、町が5,000万円出せば2,500万円半分を出してくれる制度ができておりますので、そちらのほうも活用してということは考えておりますが、やっぱり新築していくことになると、かなりハードルとしては高いなというのは私の認識ではあります。以上です。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

ということは、全く由良地区の医療関係のその誘致は話は進んでいないのが現状であるということを我々の最終の常任委員会報告ということでござりますか。

○井川委員長

前田課長。

○前田健康推進課長

はい、そのとおりです。

○井川委員長

　油本委員。

○油本委員

　常任委員会のメンバーが替わっても引き続きこの問題は続く可能性がありますので、あとよろしくお願ひします。以上です。

○井川委員長

　では、その他、委員さん、ありますか。

　じゃ、ちょっとといいですか。

○津川副委員長

　では、委員長。

○井川委員長

　すみません。この件につきまして、ちょっと聞いてみたいなと思つたんですが、実は今年の7月の31日ですか、これ日本海新聞見たんですけどもね、八頭町のほうで県と町の支援の診療所が開院したという記事が載っておりました。実際、八頭町のほうの資料を見てましたら、昨年の9月の定例会、補正予算のほうで、いわゆるこの新規の開設についての予算が出ておりまして、その内容を見ますと、一応5,000万円までは出しますよと。その内訳として事業主体主が2分の1、県が4分の1、町4分の1というようなことが出とったんですね。これについて課長のほうでこういう状況について知つておられたら、その内容についてお聞きしたいです。

○津川副委員長

　前田課長。

○前田健康推進課長

　八頭町のほうで8月に開設ということで、こちらのほうも情報を持っております。郡家駅前クリニックっていうクリニックのほうが開設ということで、うちのほうもずっと来ていただきたいということで、うちのほうがどちらかというと先に補助金制度も設けてスタートしてるので、どういったいきさつで八頭町のほうにこうやって新しく新規で診療所ができたかということで、八頭町のほうにも確認しております。八頭町のほうに確認しましたところ、先生のほうから、開設したいんだけどいい補助金はないんだろうかということで先生のほうからの打診でスタートしたということで聞いております。町のほうから来ていただきたいというような招聘なり要請のほうは行わないのに、タイミングよく先生のほうから申出があったということで開設に至ったというふうに確認しております。ですので、先ほど言ったように、お金もたくさんかかるんですが、やっぱり、ここで開きたいと思ってる先生を探すことの重要性をすごく認識したところであります。以上です。

○津川副委員長

　井川委員長。

○井川委員長

　八頭町は、これ多分郡家の駅前にしたいと。郡家と由良とどう違うと課長は思いますか。

○津川副委員長

　前田課長。

○前田健康推進課長

　違わないと、私はポテンシャルとしては由良駅前は郡家より劣つてるとかっていうことは全く考えておりませんが、この先生が中央病院かどこかで働いておられた先生でしたので、東部のほうにっていうような意識だったのか、その先生がどうして郡家を選ば

れたってところまではちょっと確認しておりませんので、そこは分かりませんが、決して由良駅前がっていうふうには思っておりません。

○津川副委員長

井川委員長。

○井川委員長

まあ、そういう選ばれるようなところがあったんですけども、どうして、私も由良のほうに来てくれんかなと思います。あと、補助金の関係なんんですけど、いわゆる今、2,000万円積立てがあると。先ほど課長のほうが5,000万円出せば、町が出せば2,500万円、県が補助してくれると。町の支出したお金の2分の1は県が見てくれるというふうな認識でいいんでしょうか。

○津川副委員長

前田課長。

○前田健康推進課長

はい、そのとおりです。ただ、今基金としては、診療所の基金としては2,000万円ですけども、以前この支援制度があるということで県からお話をいただいたときに、まちづくり振興基金なり違う基金を活用してでも、もしそういう動きがあれば町として一旦は5,000万円出さんといけませんので、そこについては考えていこうということで、町長と話をしております。以上です。

○津川副委員長

井川委員長。

○井川委員長

実際、言われましたけど、——を建てるとなるとすごいお金がかかると。実際、以前、これちょっともう済んだ話なんですけども、辞められた——があったときのその施設が残っておればそれを利用してっていうのがある程度可能だと思うんですけども、もうそれもなくなってしまったということで、本当に、一から造るとなると5,000万円あっても多分足りんと思います。例えば、その土地にしても、先ほど油本委員が質問されておりましたけども、JAの駅前跡地で、ああいうところで私は——なんかも誘致したほうがいいんじゃないかなと。やっぱり町のほうで土地を出すぐらいの気合があってもいいんじゃないかなと思うんですけども、そういうことに対して町としてどういうことをアピールっていうかPRしてこの誘致を進めていくのかという点についてはどういうふうに考えておられますか。

○津川副委員長

前田課長。

○前田健康推進課長

町としては補助金をつくってっていうことで、医師会のほうとかにも働きかけて、北栄町が診療所を求めていること自体は伝わってはいると思うんですけども、やはり、ただどこまで出せるかどうかっていうのも難しいところではあると思いますので、県とも相談しながらっていうところで、そこはまだどこまで出せるとかどこまでやるかっていうところは町長とも相談させてもらってっていうことは思っておりますが、やはりどちらかというと医師さんを探すほうがスタートなのかなというふうに私は思っております。

(9:24) 【野田議長 公務のため退室】

○津川副委員長

井川委員長。

○井川委員長

では、最後にします。当然そのお医者さんが来てやるということがあればそれが一番ベストなんんですけども、なかなか今の状態の話を聞くと難しいところもあるだろうと。やっぱりこの問題はとにかく由良の住民の方ですと、とにかく早くしてくれと、私の目の黒いうちにしてくれということがありましたので、なるべく早くやっていただきたいし、また先ほど油本委員が言われましたけども、この問題ずっとずっとこれはまた委員会のほうでも議論になる問題だというふうに思っておりますので、引き続き医師の確保をということについてはやっていただきたいなというふうに思います。以上です。

○津川副委員長

前田課長。

○前田健康推進課長

健康推進課ということで健康増進とともに所管してあるところで保健師とかが訪問しても、やはり歩いていける距離に診療所が欲しいという声は私もしっかり聞いております。大事な今いただいた意見もしっかり聞いておりますので、幅広に意見が、声が届くようにこちらのほうもアンテナを張っていきたいと思いますし、委員の皆様におかれましても、もしそういった情報がありましたら直接私からお願いにも伺いますので、そういう情報もいただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○津川副委員長

しばらく休憩します。

(9:26~9:27) 【休憩】

○津川副委員長

休憩前に引き続き再開します。

井川委員長。

○井川委員長

私の先ほど質問の中で——と言いましたけども、これは医療機関ということでございますので、申し訳ございませんでした。訂正いたします。

○津川副委員長

それでは、司会をお願いします。

○井川委員長

そうしますと、その他、この件につきまして、何か質疑ありましたらお願ひいたします。

では、ないようですので、以上で由良宿の医療機関誘致についての質疑を終わらせていただきます。

通告のありました件は以上でございますので、以上で所管事項（調査）を終わらせていただきます。

次に、付託議案に関する審査を行いますが、その前に課長の移動を行いますので、暫時休憩といたします。

(9:28) 【前田健康推進課長 退室】

(9:28~9:30) 【休憩】

(9:30) 【中原地域整備課長 入室】

4 付託議案の審査

○井川委員長

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

日程4、付託議案の審査に入ります。

本定例会におきまして、民生経済常任委員会に付託された議案は3件でございます。審査につきましては、お手元の日程に従って行います。まず、議案についての質疑を行いまして、執行部退室後、討論、採決に入ります。

それでは、これより付託議案に対する質疑に入ります。

議案第88号、北栄町林野等の火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。質疑のある方はお願ひいたします。

前田委員。

○前田委員

すみません、説明のときにちょっといなかつたもんですから、異常と異常じゃないのとっていうことで、火入れのなんだけども、よくこういうの見ると、たきものしとんなる人は多いんですけどね、北栄町がこの条例に変えた場合に罰則というか、条例ですから条例違反にはなっちゃうじゃないですか、乾燥注意報が出とるときに火たいたら条例違反になるんですよね。罰則的なものは、そこは変更がないんで今までと変わらないと思うんですけど、実際ここで条例を変えて罰則もちいたあ強くしとかないといけないかなと思うんですけど、どういうふうに今なっとるんですか。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

お答えいたします。この火入れに関する条例、目的としましては、山林火災から森林を守るものということあります。実態、そういう条例を破ることがあれば罰則をとることがあります。この火入れっていうのがそもそも野焼きと火入れと区分されておりまして、火入れの定義というのが、森林に接している周囲1キロメートル範囲内にある原野、山岳、荒廃地そのほかの土地で、面的に焼却することが火入れ。一方で、よく野焼きっていうことがあるんですけど、野焼きは農地や空き地などの屋外で法に定められた基準を満たしていない焼却炉、いわゆる地面であったりとかドラム缶であったりとかで焼くことを野焼き。その区別をしたときに、この火入れというが面的に焼くものであって、これまで実は実例がないんです、町内で。ないといいますか、実際にあったのはお台場の史跡、史跡台場の火入れですね。あれのみだったということがあるので、なかなか町内ではそういう実態がないのかなというところがあります。これにつきましては、罰則規定ということで罰則の記載っていうことは特にありませんけども、逆に言えば、野焼きと区分した場合には実際に行われたことが今までないですし、面的に焼くってことはないというようなものもあります。以上です。

○井川委員長

前田委員。

○前田委員

よく説明していただきました、ありがとうございました。今さっき、森林から1キロ以内が駄目って言われましたね。1キロを超えたならあれですけど、森林から1キロ以内って普通に、ほとんど、ほとんどっちゅうか、こっちじゃない限りほとんどですけど、野焼きと火入れの違いも今聞いてもぴんとこんので。ごめんなさい、やめます。やめますというか、訂正というか、なしにします。何を聞きたいかよく分からんくなった。やめます。ありがとうございました。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

ちょっと、分かりにくい説明がだったことはすみませんでした。いずれにしましても、

今回の条例改正につきましては、火入れ条例の中に記載があります、異常乾燥注意報という記載が、気象庁が発表するものなんですけども、現在の発表は乾燥注意報ということに表記が変わっておりますので、そこに合わせてもともとは町民の声で町内の方ですけども、これ名前変わってるよってことを教えていただいた中で、変わってるものはすぐに正さなくてはならないという中で表記を改正するものでありますので、御承知ください。以上です。

○前田委員

はい、分かりました。

○井川委員長

では、ほかにありますでしょうか。

油本委員。

○油本委員

今の火入れの件ですけども、やっぱりやってますよ。面的というか、何をもって面というのかですけど、例えば、あぜ一本、例えば10メーター、20メーター、30メーターのあぜに刈った草を集めます。それで何日かしてそれに火を入れる。あぜの、まあ知れています、幅1メーターないです。まあ30センチ、50センチぐらい。それを10メーター、20メーター焼く。それは面にはならないのか、線で済んでしまうか。山に接してしてます、ほぼほぼ。数百メートル、100メーター弱のところまで。それを火入れとは言わないのか。それをちょっと伺います。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

考え方としては野焼きに近いのかなと思っております。野焼きは、今、野焼きと火入れでちょっとよく分からんということがありますけども、火入れっていうのは先ほど申し上げた内容でありまして森林法に基づくもの。それから、野焼きにつきましては廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められたもので、その中の野焼きの中の定義に、先ほど申し上げた焼却を行うものということがあります。その中でさらに書いてあるのが、例外事項がありまして、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却っていうことがあるので、そちらに分類されるかなというふうには思っています。以上です。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

まあうちの地域の話なんですけど、やたら焼くの好きな人がいるんです。ですから、もちろん面じゃなけりやいいって言われますけど、線にしたって、イメージ大体分かると思いますけども、あぜ草って刈りますよね。それをあぜに集めて、1メートル四方ぐらいの面積で高さ30センチぐらいにして、それを何点か集めてその30メーター、50メーターのところに火を放っていくんですね、その人は。結構いい煙が上がるんですけど、それはじゃあ決して法に触れるもんじゃないというふうな考えでいいんですかね。

○井川委員長

清水課長。

○清水産業振興課長

はっきりとした明確な線引きっていうのが、ちょっと僕も判断しかねるところですけども、あくまでも火入れ条例につきましては、森林を森林火災から守るためのもの。それから、今申し上げた野焼きというのは、所管外にはなりますけども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、こちらにつきましては生活環境であったり環境に配慮するための

法律であると考えております。そう考えた場合には、他者に迷惑がかかるような行為というの、今申し上げた農業それから林業、漁業を営むためにやむを得ないものの範疇から超えてしまうのではないかなというのが個人的な見解であります。そこは今申し上げた、なら、丸かバツかと言われたら、僕個人的な判断ではバツじゃないかなというふうには思ってます。以上です。

○井川委員長

　油本委員。

○油本委員

　しつこいようですが、もしそれが、これはバツでしょうと思えばどうしたらいいですか、私は。

○井川委員長

　清水課長。

○清水産業振興課長

　それは、よくありますけども、生活環境を害するということで、思われた方が警察に通報する。それから、町に連絡をするということの後の対応になるかなというふうに思ってます。以上です。

○井川委員長

　その他、ありますか。

　ありませんので、以上で第88号議題につきましては質疑を終わります。

　次に、議案第90号、北栄町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。質疑のある方はお願いをいたします。ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

　ありませんので、本案に対する質疑を終わります。

　次に、議案第91号、町道の路線の変更について質疑を行います。質疑のある方はお願いをいたします。（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑はありませんので、本案に対する質疑を終わります。

　それでは、以上をもちまして付託された議案の質疑を終わります。

　執行部は御退席していただいて結構でございます。御苦労さまでした。

　暫時、休憩をいたします。

（9：40）【清水産業振興課長、中原地域整備課長　退室】

（9：40～9：41）【休憩】

○井川委員長

　それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

　これより討論、採決に入ります。

　まず、議案第88号、北栄町林野等の火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論のある方はお願いいたします。

　〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

　ありませんので、採決を行います。

　本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

　御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第90号、北栄町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

ありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第91号、町道の路線の変更について、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

討論なし、ありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託された3議案の審査は全て終了をいたしました。

それでは、委員会審査報告書をちょっと見ていただけますでしょうか。よろしいですか。

案を見ていただきます。お諮りいたします。今、空欄となっております審査の結果に、先ほどの審査結果のとおり、全て原案可決と入れて提出したいと思いますけども、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井川委員長

では、委員会審査報告書はそのように作成し、提出をさせていただきます。

じゃあ、ここでちょっと休憩をいたします。9時55分から再開をいたします。

(9:44~9:55)【休憩】

5 協議事項

(1) 委員会報告書（中間報告）について

○井川委員長

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

そうしますと、日程の5、協議事項に入ります。

まず、(1)番目といたしまして委員会報告書（中間報告）についてでございます。これにつきましては、冒頭申し上げましたけども、昨年、北栄町商工会、それと民生児童委員、そして農業委員会等と意見交換会を行いました。それについての報告書が、ちょっと遅くなつたんですけども、今回報告書を出させていただきました。これについて修正すること等ありましたら、御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

なお、これは今日その場で決めるということではございません。また一応、本定例会終了までにまた見ていただきまして、何かありましたら連絡をいただければと思いますので、それも併せて今、現時点でここは直したほうがいいよというところがございまし

たらお願ひをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

津川委員。

○津川委員

ちょっとお聞きしたいんですけど、これ令和6年のときもやったっていう報告書っていうのは出したんですか、令和6年のときっていうのは。

○井川委員長

これ出してませんでした。

○津川委員

え、令和6年度。令和6年度、令和5年度の分について令和6年度に報告書っていうのは出したってこと。今回この報告書っていうのは、一年遅れで出すんでしょ。過去のデータとして、どういう出し方したのか、出してないんですか、令和6年のときに。

○井川委員長

出してなかったですね。

手嶋局長。

○手嶋局長

補足させていただきます。この令和6年の7月30日、それから令和6年の8月23日それから令和6年の11月18日にそれぞれ皆様が意見交換会をそれぞれされてるんですが、それに対する報告は委員長に一任するということでお受けしていただいていたもので、報告書が今まで出てなかったものです。連名で出すことになるので、本日ようやく、委員長もいろいろと準備をされてできたものですから、これを見ていただいて、このとおり議長に報告をしてよろしいかということでございます。議長の報告の後はホームページ等で委員会の活動報告ということで載せることになりますので、一応お目通しをしていただくということで今日ここに上がってるものでございます。以上でございます。

○井川委員長

津川委員。

○津川委員

この報告書の形式がA4で書かれてますが、空白がすごく目立って、ちょっと効率が悪いかな、でページ数が多過ぎらへんかなと思ったので、A3の横にした表にするとか、何か書きぶりがちょっともう少し何とかならんかいなっちゅうふうに思いました。以上です。

○井川委員長

ちょっとそこは検討させてください。

津川委員。

○津川委員

はい、承知しました。

○井川委員長

油本委員。

○油本委員

このフォーム、今、津川委員からあったんですけど、このフォームいわゆる意見を伺ったほうが左側で我々の発言したところが右側というふうなフォームになってますよね。その間に結構お互いにブランクがあるようなフォームになってますけども、これは総務の報告書と同じようなフォーマットを製作されて統一感を持たせて進められてるということですか。

○井川委員長

局長。

○手嶋局長

お答えします。基本的なフォーマットは総務教育常任委員会も同じですが、こここの応答表になってるところですね、これは民経だけのものになります。応答表で空白が多いのは、先にしゃべられた方を上にし、次の方を下にということで、交互になるように、応答表になるように作られています。県なんかが記録残すときの応答表がこういう形になっているので、これをちょっとまねたものです。線が入っているのは区切りごとにテーマが変わったときの区切りごとで入れて、テーマが変わった形で入れさせていただいてますが、どなたが言ったかは別として、応答表になるような形で、だんだんとはしご状になっているような形で報告を作ったものでございます。以上でございます。

○井川委員長

　　油本委員。

○油本委員

　　はい、分かりました。ありがとうございます。では、それに従って本会期中にちゃんと読み込んで、それいつまでに意見を言つたらいいんでしょうか、訂正箇所とか。

○井川委員長

　　それは、定例会終了までにお願いをいたします。

　　油本委員。

○油本委員

　　はい、分かりました。でしたら、ちょっと細かいことですけども、1点だけ、ちょっと気になる点が。9ページ。令和6年11月18日の農業委員会の件ですけども、この出席者の中で……。詳しく言います。令和6年11月18日、案ということで出てるんです。今いいですか。そこのところでテーマのところに何月何日ってあります。8月21日水曜日、原、出席者が前田委員と「油本医院」となっています。僕は医療機関じゃないので。普通の「委員」に直してください。一応、それ気づいたところです。以上です。

○井川委員長

　　よく分かりましたね。申し訳ないです。

　　そのほか、ありますでしょうか。

　　なければ、またよく見ていただきまして、本定例会終了までに修正等ございましたら、私が議会事務局のほうに連絡をお願いいたします。

　　では、この協議事項の（1）については以上で終了いたします。

（2）閉会中の継続調査申し出について

○井川委員長

　　（2）番目、閉会中の継続調査の申出について、この件につきましては、申出をするということでおろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

　　調査内容につきましては、民生経済常任委員会の所管する事項とさせていただきます。

（3）その他

○井川委員長

　　次の（3）番、その他について、何かございますでしょうか。（なし）

　　事務局のほう何かありますか。

○手嶋局長

　　用意したものはございません。

○井川委員長

　　では、以上で協議事項を終わります。

○井川委員長

次、日程の6、大きいその他ですけども、これについて何かありますでしょうか。

そういたしますとないようでございますので、今日18時から執行部と委員との懇親会、懇談会を開催いたしますので、皆様、出席のほうよろしくお願ひいたします。

7 閉会（10：06）

○井川委員長

そういたしますと、早いですけども、以上で民生経済常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

※この会議録は要点筆記である。